
プロジェクト	上場企業等が保有するベンチャーキャピタル（VC）ファンドの出資持分に係る会計上の取扱い
項目	第 528 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 528 回企業会計基準委員会（2024 年 6 月 20 日開催）において、本プロジェクトの審議の過程においてこれまで聞かれた意見への対応について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（組合等の範囲に関する意見）

2. 時価評価オプションを適用できる組合等の範囲に関して、時価評価の有用性の観点からの要件を追加しないとする事務局の提案に賛同する。
3. VC ファンドに相当する組合等の定義を定めることが難しく、また時価評価がオプションであることを踏まえ、時価評価の有用性の観点からの要件を追加しないことが適切と考える。
4. 時価評価の有用性の観点からの要件を追加しないとする事務局の提案に賛同するものの、市場価格のない株式について、時価の信頼性を担保できる場合には時価評価とすることが適切であるということ結論づけたような印象を与える可能性があることに懸念がある。

（時価評価差額の取扱いに関する意見）

5. 組合等の構成資産である市場価格のない株式を時価評価した場合の評価差額をその他の包括利益（OCI）とする提案を見直さないとする事務局の提案に賛同する。
6. 期間業績判断の観点から評価差額を純損益（PL）とすることが有用と考えられるものの、本プロジェクトで対象とする組合等の範囲とのバランスの観点から評価差額を OCI とすることが現実的と考える。
7. 本プロジェクトが限定した範囲での見直しを行うものであることを踏まえると、時価評

価差額を OCI とする提案を見直さないとする事務局の提案に賛同するものの、本来的には市場価格のない株式以外の株式も含めて評価差額を PL とすることが適切と考える。

8. 現行の金融商品会計基準等¹においては、時価評価差額を OCI とすることと減損損失の認識は不可分の関係にあるため、事務局の提案に賛同する。金融商品の分類及び測定のあるり方については、今後検討することが考えられる。

(時価評価オプションを適用した場合の減損処理に関する意見)

9. 時価評価オプションを適用した組合等の構成資産である市場価格のない株式の減損処理の回復可能性に関する個別の定めは設けず、時価のある有価証券の減損処理に関する定め（金融商品実務指針第 91 項）を適用するという提案を見直さないとする事務局の提案に賛同する。
10. 本プロジェクトで対象とする組合等の構成資産である市場価格のない株式に時価評価オプションを適用した場合についてのみ適用する新たな減損に関する規定を設けるための審議には一定の時間を要すると考えられるため、本プロジェクトの目的やテーマ提案者のニーズを踏まえ、一定程度割り切って対応する必要があると考える。

(総額法で会計処理している組合等への出資に関する意見)

11. 総額法の会計処理を行っている組合等への出資についても時価評価オプションの適用を認め、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項についての開示（注記）の規定を適用するという事務局の提案に賛同する。
12. 総額法の会計処理を行っている組合等への出資について、時価評価オプションを適用する強いニーズがあるか確認いただきたい。

(連結上の取扱いに関する意見)

13. 時価評価オプションを適用することとした組合等が連結子会社に該当する場合の会計処理については、本プロジェクトの範囲には含めないこととし、改正後の会計基準を適用した後で実務にばらつきが生じる等の課題が実際に発生した際に追加的に開発するという事務局の提案の方向性に賛同する。
14. 総額法で会計処理している場合の取扱いと連結上の取扱いは整合させるべきと考えられ

¹ 本資料では、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」、移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）及び移管指針第 12 号「金融商品会計に関する Q&A」を総称して「金融商品会計基準等」と記載する。

るため、連結上の会計処理について資料第 50 項(2)の方法に絞ることが適切と考える。

15. 事務局の提案に賛同するものの、実務上は資料第 50 項(2)の方法を採用することが多いと考えられるため、丁寧に分析することが適切と考える。
16. 仮に資料第 50 項(2)の方法に絞るとした場合、組合等の範囲について要件を追加することが適切と考える。
17. 資料第 50 項(2)の方法に絞るとした場合、どのような派生論点が生じ得るかご教示いただきたい。

追加的な基準開発について

18. 追加的な基準開発の要否に関して、実務のばらつきによって比較可能性が大きく損なわれないことが重要と考える。この点、実務にばらつきが生じた場合に直ちに追加的な基準開発を行うという趣旨ではないという理解でよいか確認したい。

以 上